

地域医療勤務環境改善体制整備事業費補助金交付要綱

令和 3 年 4 月 1 日

令和 3 年 11 月 4 日

最終改正令和 4 年 3 月 18 日

福祉保健部医療政策課

(趣旨)

第 1 条 県は、地域での医療体制を確保しつつ、医師の労働時間短縮を強力に進めていくため、宮崎県地域医療介護総合確保基金条例（平成 26 年宮崎県条例第 65 号）第 1 条に定める基金を活用し、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号）第 4 条に規定する都道府県計画に掲げる事業として実施する地域医療勤務環境改善体制整備事業を行う医療機関に対し、予算で定めるところにより、補助金を交付するものとし、その交付については、地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成 26 年 9 月 12 日付け医政発 0912 第 5 号厚生労働省医政局長通知）及び補助金等の交付に関する規則（昭和 39 年宮崎県規則第 49 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において「地域医療勤務環境改善体制整備事業」とは、地域医療において特別な役割があり、かつ、過酷な勤務環境の改善に取り組む医療機関が行う、「勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」に基づく取組を総合的に実施する事業をいう。

(補助事業者)

第 3 条 第 1 条の補助金の交付の対象となる者は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 地域医療勤務環境改善体制整備事業費補助金交付要領（令和 3 年 4 月 1 日福祉保健部医療薬務課定め。以下「要領」という。）第 2 条に規定する対象医療機関のいずれかに該当していること。
- (2) 要領第 3 条に規定する交付要件を全て満たしていること。
- (3) 県税に未納がないこと。
- (4) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の 4 及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあつては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (5) 前条の事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (6) その他補助が適当でないことと知事が認める者でないこと。

(補助対象経費及び補助額等)

第4条 第1条の補助金の交付の対象となる経費及びそれについての補助額等は、別表のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない者については、この限りでない。

(申請書に添付すべき書類)

第6条 規則第3条第1号の事業計画書及び同条第2号の収支予算書の様式は別記様式第1号及び別記様式第2号によるものとし、同条第4号の規定により、補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 地域医療勤務環境改善体制整備事業実績等報告書（別記様式第3号）
- (2) 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制報告書（別記様式第4号）
- (3) 第3条第3項に係る納税証明書（県税に未納がないことの証明）（原則として申請を行う日から3か月以内のもの。写しでも可。）
- (4) 第3条第4号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（別記様式第5号）
- (5) 第3条第5号に係る誓約書（別記様式第6号）
- (6) 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画
- (7) その他知事が必要と認める書類

(補助条件)

第7条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業を実施するために必要な調達を行う場合には、県の助成を受けて行う事業であることに留意し、原則として一般競争入札によるものとする。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (4) 補助事業に係る関係書類の保存については、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿

- 及び証拠書類を事業が完了する日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
 - (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
 - (7) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
 - (8) 補助事業を行う者が(1)から(7)までにより付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。
 - (9) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(申請の取下げのできる期限)

第8条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げのできる期限は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(軽微な変更の範囲)

第9条 規則第10条第2項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、事業実施年度における対象事業の補助対象経費の20%以内の増減とする。

(補助事業の内容等の変更)

第10条 規則第10条第2項第1号の規定により内容の変更をしようとするときは、あらかじめ変更承認申請書(別記様式第7号)に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 変更後の事業計画書(別記様式第1号)
- (2) 変更後の収支予算書(別記様式第2号)
- (3) その他参考となる資料

(補助金の交付方法)

第11条 この補助金は、精算払により交付する。

(実績報告)

第12条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月20日までにしなければならない。

- (1) 事業実績書(別記様式第1号)
- (2) 収支決算書(別記様式第2号)
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の概要を示す書類

(4) その他知事が必要と認める書類

- 2 第5条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者は、前項の実績報告をする場合において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。
- 3 第5条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が第1項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額を仕入控除額報告書(別記様式第8号)により速やかに報告し、知事の返還命令を受けて仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

(書類の提出部数等)

第13条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ1部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の予算に係る地域医療勤務環境改善体制整備事業費補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年11月4日から施行し、令和3年4月1日以降の令和3年度の予算に係る地域医療勤務環境改善体制整備事業費補助金から適用する。
- 2 前項の施行の際現に改正前の要綱第6条の規定により医療機関から提出されている書類については、改正後の要綱第6条の規定により提出があったものとみなす。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度の予算に係る地域医療勤務環境改善体制整備事業費補助金から適用する。

別表（第4条関係）

1 補助対象経費	3 補助率	
<p>地域医療勤務環境改善体制整備事業に要する経費</p> <p>ただし、診療報酬により医師事務作業補助体制加算及び看護補助加算を取得している場合、その加算の対象範囲において更に本補助金の補助対象経費とすることはできないが、その加算を取得していない場合又は加算を取得していてもその加算対象とならない範囲においては本補助金の補助対象経費とすることができる。</p>	<p>資産の形成に繋がる事業</p> <p>9/10以内</p>	<p>その他の事業</p> <p>10/10以内</p>
2 補助基準額	4 補助額	
<p>病床機能報告により県へ報告している稼働病床数（療養病床を除く。精神科救急を根拠とする医療機関の場合は病床機能報告における同時点での精神科病床の稼働病床数とする。）に 133 千円を乗じて得た額とする。ただし報告している病床数が 20 床未満の場合は 20 床として算定する。</p>	<p>第1欄に定める補助対象経費の実支出額に第3欄に定める補助率を乗じて得た額と第2欄に定める補助基準額とを比較していずれか少ない額の範囲内で知事が別に定める額（千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額）</p>	